

浄化槽の維持管理に必要な手続き等

浄化槽は、微生物の働きを利用して、トイレの汚水や生活排水をきれいにする施設です。微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理することが必要です。浄化槽法では、適正な維持管理のため、浄化槽管理者について「**保守点検**」「**清掃**」「**法定検査**」の3つの義務が定められています。

環境を保全し、浄化槽の機能を十分に発揮しながら、長期間お使いいただくためにも、この3つの義務を遵守してください。

❖ それぞれに専門業者がいます。個別にお問合せください。

保守点検登録業者……町田市では保守点検業者の登録制度が設けられています。登録された保守点検業者の一覧をホームページで公開しています。

【サイト内検索で、「浄化槽保守点検業者一覧」と検索。】

清掃許可業者……以下の2社が許可を受け、町田市にて営業しています。

(株)関東総業 (電話 042-774-6780)

(株)町田清掃社 (電話 042-725-6413)

法定検査指定機関……以下の機関が東京都より指定を受け、法定検査を行っています。

公益財団法人東京都環境公社 多摩分室

電話 042-595-7982

住所 立川市錦町四丁目6番3号 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内

❖ 保守点検(浄化槽法第8条及び第10条)

浄化槽の型式に応じて、浄化槽法に定められた回数で、点検、調整、簡易な補修、清掃時期の判断、消毒剤の補充などを行う作業が保守点検です。

使用開始前には、使用人数に合わせて機器類を調整するほか、定期的な保守点検の実施が必要で

す。
保守点検は、浄化槽管理者が自ら行うか、町田市長の登録を受けた保守点検業者(以下「市登録保守点検業者」という。)に委託することができます。専門的な知識や技術が必要となりますので、市登録保守点検業者に委託し、実施してください。

※保守点検業者一覧は町田市ホームページにて公開しています。

サイト内検索で、「浄化槽保守点検業者一覧」と検索。

<保守点検回数>

| | | |
|---------|---------------|----------------------|
| 浄化槽の種類 | 処理対象人員 20 人以下 | 処理対象人員 21 人以上 50 人以下 |
| 合併処理浄化槽 | 4 ヶ月に 1 回以上 | 3 ヶ月に 1 回以上 |

※保守点検回数は処理方式により異なる場合がありますので、町田市下水道整備課浄化槽係、あるいは市登録保守点検業者等にご確認ください。



保守点検業者との契約にあたってのご注意

保守点検を行わないと、故障や清掃時期に気付かず、修理費の増大や悪臭の発生など思わぬ負担を招く結果となります。市登録保守点検業者との契約に際しては、契約内容について、以下の点をしっかり確認し、説明を受けてから契約してください。

- ① 点検の内容及び回数
- ② 点検費用
- ③ 契約内容にない事が生じた場合の業者側の対応(協議事項)について

もし、保守点検の受託者が実際に保守点検をせず、問題が発生した場合、保守点検契約を結んだ浄化槽管理者が浄化槽法に基づき処罰されることがあります。そのようなことがないように、しっかりと契約内容や保守点検記録票を確認してください。

法定検査は、保守点検と別に受検する必要があります。もし、「うちで保守点検をすれば、法定検査を受けなくていい」といった法律違反をすすめる業者がいましたら、すぐに町田市へ通報してください。

❖ 清 掃(浄化槽法第10条)

浄化槽を使っていると、汚泥やスカム等(以下「汚泥等」という。)が溜まってきます。汚泥等を引き出し、槽内を洗浄する作業が清掃です。

清掃を行わないと、大量の汚泥等が溜まり、浄化槽の機能低下や汚泥等の流出を招き、処理水質の悪化、悪臭の発生を引き起こします。清掃は、前記の保守点検時の状況により実施時期を判断し、年1回以上(浄化槽の種類や使用人数等によって異なる場合があります。)実施するように定められています。町田市許可業者(P.8)に委託し実施してください。

■ 保守点検・清掃を行わないと？

汚泥が流出や悪臭の発生を招きます。ご近所の生活にも影響を与えるので、苦情にも繋がりがねません。十分にご注意ください。

❖ 保守点検及び清掃の記録の保存(浄化槽法施行規則第5条第8項)

保守点検や清掃の記録は、3年間保存するよう義務づけられています。
ファイル等で保管し、法定検査等必要なときにすぐに取り出せるようにしてください。

■ 保守点検及び清掃の記録を保存しないと？

浄化槽法では、浄化槽を適正に維持管理することが求められています。記録を保管せず、また町田市の確認検査を拒む場合には、最高30万円の罰金に処せられる場合があります(浄化槽法第64条)。

❖ 法定検査(浄化槽法第7条、第11条)

浄化槽が適正に設置・管理され、本来の機能を十分に発揮しているかどうかを確認するための検査です。日頃の保守点検や清掃の状況、水質を検査します。

安心して浄化槽を使い続けるために、この法定検査を必ず受検してください。

・設置後の検査(7条検査)…使い始めて3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内の浄化槽検査

建築確認申請や浄化槽設置届出に先立ち、検査依頼書(兼払込取扱票)により法定検査指定機関(P.8)までお申し込みください。

・定期検査(11条検査)…設置後検査(7条検査)の後、毎年1回の浄化槽検査

法定検査指定機関(P.8)へ直接お申し込みください。

法定検査は、都知事が指定した指定検査機関「公益財団法人東京都環境公社 多摩分室」が行います。法定検査受検後、検査結果が通知されます。**問題点がある場合には、保守点検業者や工事業者などに相談し改善してください。**

また、検査結果は、町田市にも報告され、生活環境上大きな支障を及ぼすと考えられる場合には、市から浄化槽管理者の方に改善の指導をさせていただきます。

■ 法定検査を受けないと？

浄化槽の工事や維持管理の不具合が発見できず、将来、浄化槽が傾いたり、配管が詰まったりして、修繕や維持に多額の費用を要することがあります。

浄化槽法では浄化槽を適正に機能させるために、工事や維持管理等の様々な基準が定められています。

この基準どおりに浄化槽が設置され、維持管理されているか判断するために、建築・設計や点検・調整などの高度な専門知識が必要です。

このため、専門知識を有した第三者による客観的な検査として、法定検査の制度があります。浄化槽の不具合を早期に発見し、浄化槽を正常かつ長くお使いになるためにも、法定検査の受検をお願いします。

平成18年2月より浄化槽法が改正され、法定検査未受検者には罰則が適用される場合があります(浄化槽法第66条の2)。法定検査を必ず受検してください。